

# 措置状況報告書

監査の種類：財政援助団体等監査

報告部署名：商工観光課

指摘事項等	措置内容又は措置方針等	措置状況等
<p>対象団体：(株)ホーホウ</p> <p>1 監査結果</p> <p>(1) 団体に対する事項</p> <p>① 基本協定書第17条では、指定管理者は、事前に市の承認を得て、管理運営業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせることができるとなっているが、指定管理者が、警備業務等の管理運営業務委託について、市の承認を得ている証跡がなかった。</p> <p>② 基本協定書第21条第2項では、事業計画書及び收支予算書を変更しようとするときは、市と協議しなければならないとなっているが、令和5年度の決算では、予算額に対して、決算額が乖離している費目があるにもかかわらず、予算額の変更協議を市とした証跡がなかった。</p> <p>③ 提出資料によると口座Aと口座Bという2つの口座が確認できるが、管理運営等業務仕様書「6 指定管理運営費用 (5) 管理口座と区分会計」によると「拠点施設の管理運営業務に関わる収入及び支出」、「創業支援業務に関わる収入及び支出」及び「指定管理者となる団体の収入及び支出」は、完全に区分し、独立した口座で管理する、となっているが、口座Aには、管理運営業務に係る出入金、創業支援業務の出入金及び自主事業の出入金が混在していた。</p>	<p>毎年度、年度協定書締結時に管理運営業務委託についての承認手続を行うよう指示した。</p> <p>現在指定管理委託料を上期(4月)と下期(10月)の2回に分割して支払しているため、下期分の指定管理料支払時に、予算の執行状況の報告と必要に応じて予算変更協議を行うこととした。</p> <p>令和5年度期中に、口座の区分会計を行うため、口座Aと口座Bを作成し、以後、「創業支援業務に関わる収入及び支出」は口座Bのみで管理している。しかし、口座Aに自主事業の出入金が存在しており、令和7年度から、自主事業は完全に区分会計を行うよう指示した。</p> <p>なお、これまで自主事業業務としていた「カフェ直営営業」に関しては、テナント入居実現性の低さと、収支の完全区分化の困難性の高さ、カフェ事業と指定管理業務の親和性の高さを理由に、テナント入居者が居ない間、指定管理業務として運営ができるとする。令和7年9月末までに、業務仕様書の一部変更に関する覚書を締結する。</p>	<p>措置方針決定済</p> <p>措置方針決定済</p> <p>措置方針決定済</p>

<p>(2) 団体及び所管課に対する事項</p> <p>基本協定書第21条第1項では、指定管理者は、毎年度11月末までに翌年度の事業計画及び収支予算書を提出し、市の承認を得なければならぬことになっているが、令和5年度の事業計画書及び収支予算は、令和5年3月8日付けとなっており、11月末までに提出されていなかった。</p> <p>なお、指定管理期間が令和4年10月1日から令和7年3月31日までとなっていることから、令和5年度の事業計画書等は、指定管理が開始してから2ヶ月後に提出することになり、当該期日までの提出が困難であったことも推測されるが、当時の担当課から当該提出時期について、何ら指示はされていなかった。</p> <p>また、担当課は、提出された事業計画書及び収支予算書に対し、承認の手続を行なっていなかった。</p>	<p>令和7年度から新たに締結した基本協定書において、毎年度2月末までに翌年度の事業計画書及び収支予算書を提出することとした。</p> <p>承認手続は基本協定書に則り、承認手続を行う。</p>	<p>措置方針決定済</p>
--	---	----------------